

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで
日本年金機構からの連絡により、昭和47年8月31日から同年9月1日までの厚生年金保険の被保険者記録に空白があることが分かった。申立期間はA社本店からC社に出向したが、同じグループ会社内の異動であり、被保険者記録に空白があることに納得がいかないため、調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人と同時期に異動した元同僚から提出された給与明細書、B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和47年9月1日に同社本店からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和47年7月のオンライン記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の保険料を納付したと思料するとしているが、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月

31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで
日本年金機構からの連絡により、昭和48年8月31日から同年9月1日までの厚生年金保険の被保険者記録に空白があることが分かった。申立期間はA社本店からC社に出向したが、同じグループ会社内の異動であり、被保険者記録に空白があることに納得がいかないため、調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和48年9月1日に同社本店からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和48年7月のオンライン記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の保険料を納付したと思料しているが、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで
私の夫は、転勤はあったが途切れることなく、ずっとA社に勤務していたにもかかわらず、昭和43年5月31日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和43年6月1日に同社B工場から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月 9 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に平成 17 年 5 月 9 日から同年 11 月 4 日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 8 月 1 日となっており、入社した同年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間が被保険者期間となっていないのは納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A社に平成 17 年 5 月 9 日から勤務を開始しており、同日から同年 7 月 31 日までの厚生年金保険被保険者記録が無く、資格取得日が同年 8 月 1 日と記録されているのは納得できない。」と主張しているところ、申立人の当該事業所における在職証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B 社会保険事務所（当時）の保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、当該事業所は、申立人の資格取得日を平成 17 年 8 月 1 日と記載し、同年 8 月 20 日付けで届け出ており、当該資格取得日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、事業主は、申立人の「平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」を提出し、申立期間の厚生年金保険料は控除していないと回答している上、申立人と同時期に資格取得した複数の元同僚は、「申立期間当時、当該事業所ではC（職種）の採用時に 3 か月程度の試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、当該元同僚の厚生年金保険被保険者記録は、いずれもその申述する入社日の 3、4 か月後の月初に資格取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。